



令和 8 年 7 月 1 7 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社大島（佐賀県鳥栖市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長

なかむら 中村 隆人（内線 6 1 4 1）

建設産業課長補佐

しらはま 白濱 幸徳（内線 6 1 3 0）

電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）

FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	許可番号	代表者	所在地
株式会社大島	国土交通大臣許可 （般・特－3）第6387号	大島 弘三	佐賀県鳥栖市

2. 処 分 内 容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における建築工事業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

2 期間

令和8年8月1日から令和8年8月7日までの7日間

3. 処 分 理 由

（株）大島は、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められる。